

仕 様 書

1 件名

令和5年度国内向け誘客促進プロモーション業務委託

2 契約期間

令和5年5月2日から令和6年3月31日まで

3 目的

東京の旅行先としての新たな魅力の訴求と東京における国内旅行者の増加を図るため、国内旅行者の多様な関心・志向に対応したプロモーションを行う。

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

5 業務委託内容

(1) 全体

ア 受託者は、前述3に掲げる目的に基づき、東京の魅力が的確に伝わるようなプロモーション事業を企画、実施すること。スケジュールについては、別紙1「実施スケジュール」を目安として実施すること。

イ 観光に係る全国の動向及び東京の様々な観光情報を収集した上で、各PRのコンセプトを明確にするとともに、各種PR実施にあたっては、「東京ブランド」のブランドコンセプトを活用すること。

*東京ブランドについて <https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る最新情報を収集し、情報発信の内容等に留意するとともに、臨機応変に対応すること。

エ 事業の実施に当たっては、東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。

オ 広告の原稿作成に当たっては、TCVBと協議の上、広告掲載内容について媒体社・関連事業者との調整及び確認を行うこと。広告制作に係る写真の撮影を含めた取材費用や、タレント・著名人を起用した際のキャスティング費用等が発生する場合は、本件の委託料に含めること。

カ 前述(1)オに関連して、各テーマについてより訴求力の高いコンテンツを、TCVBと協議の上で企画・提案し、広告を制作すること。

キ 広告のデザイン及びレイアウトは受託者が提案し、TCVBと協議の上、制作すること。その際に使用するイラスト、写真等の素材についての購入、作成、使用許諾等に係る費用は全て、本件の委託料に含めること。

ク 委託業務や提案事項について、円滑な調整、確認が行えるよう、受託後から報告書提出

までの業務スケジュールを提案すること。掲出媒体、内容、時期については、最も効果的な内容を提案し、TCVB と協議の上で決定すること。履行に当たっては、進捗状況を綿密に報告し、各工程で適宜 TCVB へ確認を行い、都度修正指示等に従うこと。

ケ 実施体制を明確化し、パートナー会社を含め、体制管理を徹底すること。

コ 広告ごとに3回程度 TCVB の校正を受け、制作・掲出を行うこと。

サ 事業完了後、速やかに報告書を作成し、TCVB に提出すること。

(2) プロモーションの実施

ア テーマの設定

国内旅行者の志向・関心に対応するとともに、東京の観光都市としての新しい魅力の訴求と印象付けに効果的なテーマを設定の上、それぞれのテーマに応じた広告出稿（オンライン含む）を4件以上設定すること。各テーマの設定にあたっては、TCVB へ事前の協議を行うこと。なお、ファミリー層や学生層、ビジネス層等をターゲットとし、テーマ別に訴求対象（属性やターゲット層）を明確にすること。

アニメツーリズムは必ずテーマとして設定し、近年認知度の高いコンテンツを採用すること。（選定したアニメについて、認知度の高さに関する根拠を示すこと。）

また、体験型観光を意識した構成・内容とするほか、下記（ア）東京都の施策と連携できるテーマについては、東京都・TCVB を通じ東京都の関係部署と適切に調整を図ること。

【テーマ例】

(ア) 東京都の施策と連携できるテーマ（2件程度）

「未来の東京」戦略等に掲載された東京都の重点施策の紹介と合わせ、東京の魅力を発信

（参考：<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/choki-plan/>）

- ・グリーンツーリズム／エコツーリズム
- ・インフラツーリズム／アクセシブルツーリズム 等

(イ) 東京の強みを訴求できるテーマ（2件程度）

- | | |
|------------------|---------------|
| ・ブレッジャー（ビジネス層向け） | ・サステナブルツーリズム |
| ・ガストロノミーツーリズム | ・アニメツーリズム ※必須 |
| ・コミュニティツーリズム | ・ボランツーリズム |
| ・アドベンチャーツーリズム 等 | |

イ 広告媒体、手法

(ア) 記事広告の制作、配信

プロモーションの実施にあたっては、各テーマに合わせて国内雑誌媒体等（紙面・オフライン媒体、オンライン媒体等を含む）へ記事広告を4件以上制作し、掲出すること。

なお、雑誌媒体については、国内旅行雑誌のほか、ライフスタイル誌、グルメ誌、ビジネス誌など、東京の観光の魅力等が的確に伝わる媒体を選定すること。事業実施前には企画案を提示し、TCVBと協議した上で内容を決定すること。

(イ) その他プロモーションの実施

記事広告の出稿に合わせて実施することで効果が見込めるプロモーション手法を、下記を参考に選定し、TCVBと協議の上決定すること。選定にあたっては、事業目的を踏まえ、効果的な広告を行うことができるターゲティングを提案すること。ターゲティングはTCVBからの指示に応じて、柔軟に変更できるものとする。

① 東京都・TCVBが有するウェブサイトを活用した発信

(TokyoTokyo公式サイト (<https://tokyotokyo.jp/ja/>) 内で活用することを想定しているが、内容に応じてTCVBと協議の上、決定すること。デザイン・コーディング等の必要なデータを準備し、別途TCVBが委託している同サイト運営委託事業者と連携の上、公開すること。)

② 代表的な検索サイト等（Google、YouTube等）におけるバナー広告や検索連動型広告等（誘導広告）

③ 代表的なソーシャルメディアを活用した広告（誘導広告）

④ その他、国内旅行者の誘客に効果的な媒体

上記プロモーションの実施に必要なバナーデザイン等を提案、制作すること。なお、広告デザインやコピーはTCVBと協議の上、決定すること。

(3) 効果測定及び実施報告

実施効果を把握するための効果測定の指標（ページ・ビュー数やページ滞在時間等）、手法、目標値等を検討の上、毎月報告すること。また効果測定を行い、必要に応じた改善策を実施すること。各プロモーションの実施内容及び測定結果を概要版及び全体版として報告書にまとめ、TCVBに報告すること。

(4) その他

「記事広告の制作、配信」と「その他プロモーションの実施」の費用配分について、それぞれ契約額の半分程度を目安とすること。

6 完了報告と契約代金の支払いについて

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。TCVBの承認をもって請求書を発行すること。提出物の様式等については、下記（1）～（3）とすること。

(1) 委託完了届

別紙2「委託完了届」を提出すること。

(2) 実施報告書

A 4 で作成し紙 3 部、電子データをCD-RまたはDVD-Rで納品すること。

※目次、体裁、提出期限等はTCVBと協議のうえ決定する。

(3) 広告等の制作物デザインデータ

pdfデータ及び編集可能なデータ（拡張子eps、ai等）で納品すること。

7 作成物・成果物に関する権利の帰属

- (1) 本委託業務においては、受託者は著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。詳細は別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」「1.4 著作権等の取扱い」に定めるところによる。
- (2) 本委託業務に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負う。
- (3) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 第9によりTCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

9 第三者委託の禁止

本委託事業は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により、TCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

10 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 本契約における「個人情報」とは、TCVB職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名及びメールアドレス等の他、本事業の参加者の氏名及びメールアドレス等、連絡先情報の全般等を指すものとする。また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレス等）も個人情報とみなす。
- (4) 受託者は、事業の遂行に当たり、第9によりTCVBが承認した再委託先についても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙3「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」を遵守させること。

1 1 その他

- (1) 仕様書にない条件については、両者協議の上、決定する。
- (2) その他やむを得ない事情により仕様内容に変更が必要となる場合は、両者協議のうえ、委託上限額の範囲内において、契約後に業務仕様書一部変更・修正等を行うことができるものとする。
- (3) 本委託業務の委託者はTCVBであるが運営等に係る一切の責任は受託者にあるものとする。
- (4) 業務の履行にあたって、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に努めること。
- (5) TCVBは必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

<連絡先>

公益財団法人東京観光財団 総務部観光情報課
電 話：03-5579-2681